

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 24 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、A 事業所の事業主は、申立人が同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 24 年 3 月の標準報酬月額については、5,100 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 3 月 31 日から同年 8 月 15 日まで

私は、申立期間①を含めその前後の期間は A 事業所に勤務していたものと思っていたが、社会保険事務所の年金記録では、昭和 24 年 3 月 31 日に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に新たに B 事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したものとなっており、厚生年金保険の未加入期間が 1 か月生じている。勤務地も変わっておらず、仕事内容及び勤務形態にも変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、資格喪失とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、B 事業所を退職してすぐに C 社に入社したはずであり、未加入期間があるとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から、申立人は申立期間①において、継続して A 事業所の職員として、同一の場所で、同一の業務に従事していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、A 事業所において昭和 24 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B 事業所において、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年 4

月 1 日に被保険者資格を取得している。

また、同僚の供述及び社会保険事務所が保管する A 事業所及び B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人を含む 18 人が、勤務地及び業務内容に変更は無いものの、同日に A 事業所において被保険者資格を喪失し、B 事業所において資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人を含む前述の 18 人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「資格喪失年月日」欄の記録については、昭和 24 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正された事跡が確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録における資格喪失日は同日に訂正されている者と同年 3 月 31 日のまま訂正されていない者とが混在している。このため、当該記載内容及びオンライン記録について、社会保険事務局に確認したところ、申立人の A 事業所における資格喪失日については、24 年 4 月 1 日とすべきところを、何らかの事情あるいは記録の事後確認不十分により、訂正が漏れてしまった旨の回答を得た。

これらを総合的に判断すると、A 事業所の事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を昭和 24 年 4 月 1 日とする旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 24 年 2 月の社会保険事務所の記録から、5,100 円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人は、B 事業所を退職するまで一貫して当時統制品とされていた乳製品の取扱いを担当していたとしているところ、同僚の供述及び申立期間②当時の社会情勢を記録した各種の資料等から、終戦後の A 事業所及び B 事業所は、昭和 21 年 3 月に公布された物価統制令に基づく物資配給統制機関としての業務を担っていたものと考えられるものの、25 年 4 月 1 日に乳製品の配給統制が撤廃された記録が確認できることから、申立期間②において、B 事業所が引き続き乳製品を取り扱っていたとは考え難く、申立期間②当時、申立人が B 事業所に在籍していたとは考え難い。

また、申立人は、B 事業所を退職してすぐに C 社に入社し、被保険者資格を取得したと主張しているが、同社における申立期間②当時の同僚の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、同社においては、試用期間等が設けられ、入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は一致しないことがうかがえることから、B 事業所を退職後すぐに同社に入社し、それと同時に被保険者資格を取得したとの主張に基づく、B 事業所における資格喪失日に係る申立ては認めることはできない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から23年1月1日まで

私は、A社発行の退職証明書のとおり、同社に昭和9年12月12日から36年12月29日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録及び回答書から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年8月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社D支店及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間前後の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時、納入告知書と源泉控除した保険料総額を照合し、一致しない場合には、社会保険事務所に問い合わせるといった事務手順を踏んでいたことから、納付したと思われる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 5 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 5 年 10 月まで

私は、毎月の国民年金保険料に相当する金額の現金を父に預け、父が納税組合を通じて私の国民年金保険料を納付してくれていた。

その後、いつごろか覚えていないが、私は、国民年金制度について気になる点や疑問があったことから、現金を父に預けることを止めた時期がある。しかし、私の将来を案じた父が、平成 5 年 11 月分から数か月分の国民年金保険料をまとめて納付したので、それ以降は再度、納税組合を通じて国民年金保険料を納付することとし、父に国民年金保険料に相当する金額の現金を預けていたこともある。

私が国民年金制度に不信を抱き、国民年金保険料を納付していなかった期間が 6 年間にも及ぶことは無いはずであり、申立期間には国民年金保険料を納付していた時期が含まれるので、調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、納税組合を通じて国民年金保険料を納付したとしている父は、病気療養中であることから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等について聴取できず、詳細が不明である。

また、申立人は、時期は明確ではないが、申立期間には、国民年金制度への不信から自分の意思で国民年金保険料を納付しなかった時期が含まれていることを認めているところ、A 町（現在は、B 町）が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人が昭和 62 年 11 月に納税組合を脱退したとの報告を納税組合長から受けた旨の記載があることに加え、同名簿には、同月以降の期間について、未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年8月から26年9月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和26年10月1日から27年5月までの期間に係る厚生年金被保険者記録の訂正は必要ない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年8月から27年5月まで

私は、昭和20年代にA社の仕事をしていた際の厚生年金保険の加入記録について、以前から社会保険事務所に調査を依頼してきたが、なかなか調査は進まず困っていたところ、A社における5枚の賞状を見つけた。

これらの賞状で日付が確認できる申立期間についてだけでも、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞状及び就職した経緯に関する申立人の具体的な申立内容から、申立人は、昭和23年ごろからA社に関する仕事に従事し、26年4月4日にはB社の専任職員に合格していたことが確認できるほか、申立期間のうち、26年10月1日から28年1月10日までの期間については、申立人はB社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該記録は、平成20年10月に申立人の基礎年金番号に統合されている。

しかし、申立人は、「昭和23年4月に、C社に採用された。その後、D社が設立され、C社からD社に移った。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年8月15日付けで被保険者資格を取得した者に付番されている健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無いほか、D社の所在地を管轄するE社会保険事務所には、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、B社では、「当時、B社が、各地のA社の職員を厚生年金保険に一括して加入させていた。」としており、また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和26年9月までにB社で被保険者資格を取得した者が各月数十人程度であることに比べ、申立人と同じく同年10月1日付けで被保険者資格を取得した者は249人と多数であることから、各地のA社の職員を同年10月1日付けでB社において厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、当該249人の被保険者のうち、連絡が取れた被保険者二人中一人は、「私は、昭和26年6月に、D社の隣町に所在したE社に採用され、一人で事務を行っていた。採用後しばらくして、B社から厚生年金保険に加入するよう連絡があり、手続を行った記憶がある。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の同記号番号は、昭和26年10月1日をB社における資格取得日として払い出されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、23年1月以降に被保険者資格を取得した者に付番されている健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無いことから、申立人は、26年9月以前にB社において被保険者資格を取得していなかったものと推認できる。

このほか、申立期間のうち、昭和24年8月から26年9月までの期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和24年8月から26年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和26年10月1日から27年5月までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 13 年 3 月 31 日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額について、社会保険庁の記録では、平成 10 年 12 月から 9 万 2,000 円、12 年 10 月から 9 万 8,000 円となっているが、これらの金額は、実際に受け取っていた給与の総支給額からかけ離れているようなので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 13 年 3 月分の給与明細書によれば、給与の総支給額は社会保険庁のオンライン記録上標準報酬月額に比べ高額となっているものの、厚生年金保険料については、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額に基づいた保険料額が控除されていることが確認できる。

また、併せて提出された申立期間当時に居住していたB市発行の「平成 13 年度市民税・県民税納税通知書」に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料等の合計額とおおむね一致する。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、雇用保険の被保険者資格取得時の賃金支払態様及び月額、その他（出来高給等）の 9 万 4,000 円と記録されており、当該賃金月額は、社会保険庁のオンライン記録上の平成 10 年 12 月から 12 年 9 月までの標準報酬月額（9 万 2,000 円）に相当する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に給与の支給総額が報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第75条において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。